

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当法人の支払責任）

第1条 当法人は、当法人が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶発的な外傷の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本章から第4章までの規定により、旅行者がその法定賠償責任に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷傷（又は有傷物質を偶発的に一時に吸入、吸収又は摂取したとき）を急激かつ偶発的に受けた事故（以下「事故」といいます。）が原因として発生した結果生ずる中毒状態を除きます。ただし、細菌性食物中毒を含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集成型企画旅行契約の第2条第2項及び受注型企画旅行契約の第2条第2項（以下「規定」といいます。）に基づき、当法人があらかじめ決定した乗車券等によって提供される企画旅行に特定された最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時あらかじめ当法人に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定日までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時あらかじめ当法人に届け出ておらずに離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の予定までの間又はその離脱した時から「企画旅行参加中」とはしません。また、当該企画旅行日中、旅行者が当法人の支配に帰属する運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたり（旅行日の標準時により）、あらかじめ定められている場合において、その旨及び当該日中に発生した事故によって旅行者が被った傷害に對してこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはしません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1） 旅客員、当法人の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- （2） 前項の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが降場する飛行機降場における手荷物の検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続が完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1） 旅客員、当法人の使用人又は代理人が解雇を告げる場合は、その告げ終った時
- （2） 前項の解雇の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが降場する飛行機降場からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

第3条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に對しては補償金等を支払いません。

- （1） 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （2） 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3） 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （4） 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができたにもかかわらず運転した自動車又は原動機付自転車運転中に発生した事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5） 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間接に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （6） 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓疾患。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （7） 旅行者の脳腫瘍、出血、感染症又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当法人の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- （8） 旅行者の執行又は拘留若しくは監中に生じた事故
- （9） 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、政変、内乱、政変その他これらに類似の事又は暴動（この規程において、群衆による者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において騒ぎが起る）等による事由
- （10） 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）及び同類とします。若しくは核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特長による事故

（11） 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（12） 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当法人は、原因のいかなを問わず、頸部線維（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

第4条 当法人は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由に對しては、補償金等を支払いません。

- （1） 地震、噴火又は津波
- （2） 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合一その3）

第5条 当法人は、次の各号に掲げる事由に對しては、各号の行為が当法人があらかじめ定められた企画旅行の目的に達成されたいる場合に於ては、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合には、旅行日程中の企画旅行参加中、同種の行為によって生じた傷害に對しても、補償金等を支払います。

- （1） 旅行者が別表第一に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （2） 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競走、興行（いずれも興行を含みます。）又は試乗（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行うことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- （3） 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便である不定期便であるを問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

第5条の2 当法人は、死亡補償金を受け取るべき者以外の各号に掲げる行為が当該事故に該当する事由がある場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- （1） 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当する者
- （2） 反社会的勢力に對して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （3） 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （4） その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当法人は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当法人は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒した後のもいいます。）以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、国内旅行においては、以下同様とします。また、旅行者が第1条の傷害を被り、その結果として、第2条の各号に掲げる割合を乗じた額の後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当法人は、事故の日から181日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第三の各号に掲げる後遺障害に對しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らし、身体障害の程度に応じて支払額を調整することがあります。以下同様とします。ただし、別表第三の1(3)、1(4)、2(1)、2(2)、2(3)、2(4)及び5(2)に掲げる後遺障害に至らない障害に對しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事由により2項以上の後遺障害が生じた場合には、当法人は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第三の7、8及び9に規定する上肢（顔面及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に對しては、一般にその後遺障害補償金は、補償金額の60%もつて限度とします。

5 前各号に基づいて当法人が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に對して1企画旅行につき、補償額もつて限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当法人は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する人又は平常の生活が営みでなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅療養等の治療が必要な場合、相続入院及び療養院に入院し、常時医師の指導によって治療に専念することをいいます。以下この項において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1） 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 4万円

- （2） 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定による、入院日数とみなします。
- 3 当法人は、旅行者1名については入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うことができず、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当法人は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受け、かつ（往診を含みます。）をいいます。以下この項において同様とします。）した場合には、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上かつかつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- （1） 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- （2） 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円
- 3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じたとき又は当法人が認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用し、通院日数とみなします。
- 4 当法人は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治つたとき以降に通院に對しては、通院見舞金を支払いません。
- 5 当法人は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に對しては、通院見舞金を支払いません。

（6） 当法人は、旅行者1名に對して通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払う場合には、その合計額を支払います。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則）

第10条 当法人は、旅行者1名に對して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上かつかつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（同額のときは、前1号に掲げられたもの）のみを支払います。

- （1） 当該入院日数に對して、当法人が支払うべき入院見舞金
- （2） 当該通院日数に對して、当法人が支払うべき通院見舞金

3 当該入院日数に對して、当法人が支払うべき入院見舞金と当該通院日数に對して、当法人が支払うべき通院見舞金とを併せて支払うことは、認められません。

（死亡の補償）

第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶の航行方向と反対方向へ又は運送しからずにおもむきをつけておらずに航空機若しくは船舶に乗りこえ、航空機若しくは船舶が航行不明となつた日又は遭難した日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の影響等又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故が原因で発生した障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手段

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当法人は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因及び治療の概要等について説明を求め、又は旅行者自身の身体診察若しくは死体の検案を求めると、この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当法人の求めない事由により、死亡した傷害を受けたときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当法人に対し、当該事故の日から30日以内の説明を求めなければなりません。

3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当法人の認めうる正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告にまつていする事実を告げ、若しくは不正のことが告げられたときは、当法人は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当法人に対し、当法人所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- （1） 死亡補償金請求の場合
 - イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍改訂証明書
 - ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- （2） 後遺障害補償金請求の場合
 - イ 旅行者の医師の診断書
 - ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- （3） 入院見舞金請求の場合
 - イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ロ 傷者の傷を証明する医師の診断書
 - ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- （4） 通院見舞金請求の場合
 - イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ロ 傷者の傷を証明する医師の診断書

2 当法人は、前項の書類の提出を求めるとともに前項の証明書類の一部の省略を認めることがあります。

3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類につき通知する事実を告げ、若しくは不正のことが告げられたときは、当法人は、補償金等を支払いません。

第15条 当法人が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人若しくは旅行者の被った傷害について第三者に對して有する損害賠償請求権は、当法人に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当法人の支払責任）

第16条 当法人は、当法人が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有する物品（以下「携帯品」といいます。）に損害を受けたときには、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合一その1）

第17条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に對しては、損害補償金を支払いません。

- （1） 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （2） 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取る目的でなかつた場合は、この限りではありません。
- （3） 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （4） 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができたにもかかわらず運転した自動車又は原動機付自転車運転中に発生した事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （5） 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間接に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

- （6） 差押、徴収、没収、破壊等又は公団等の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- （7） 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意を払っていても発見し得なかつた瑕疵を除きます。
- （8） 補償対象品の自然の消滅、さび、かび、変色、わずかなり、虫食い等
- （9） 車内、車外に置かれておらずに補償対象品の機能に支障をきたさない限り
- （10） 補償対象品である液体の漏れ。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

（11） 補償対象品の置き忘れ又は紛失

（12） 第3条第1項第9号の別表第12号までに掲げる事由

2 当法人は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由に對しては、損害補償金を支払いません。

- （1） 地震、噴火又は津波
- （2） 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合一その2）

第17条の2 当法人は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

- （1） 反社会的勢力に該当すると認められること
- （2） 反社会的勢力に對して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （3） 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （4） 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に支配的に関与していると認められること
- （5） その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（補償対象品及びその範囲）

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の回りの限りです。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。但し、補償対象品であるものの有価証券、権利、手続その他これらに準ずるもの、クレジットカード、クーポン券、航空券、乗車券、バスチケットその他これらに準ずるもの、積本、設計書、図案、標本その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シュー、オーディオ、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）に直接入力される記録媒体に記録されたものを含まず。）

- （4） 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに準ずるもの
- （5） 山岳登山用具、探検用具その他これらに準ずるもの
- （6） 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの

- （7） 動物及び植物
- （8） その他当法人があらかじめ指定するもの

（携行品及び損害補償金の支払額）

第19条 当法人が損害補償金を支払うべき損害の種類（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた必要時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復元するに必要経費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品の1個又は1対については、損害額が10万円を超えるときは、当法人は、そのものの損害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。

3 当法人が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に對して1企画旅行につき15万円を超えては限りません。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当法人は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- （1） 損害の防止に誠意を尽くすこと。
- （2） 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無を、速滞なく当法人に通知すること。
- （3） 旅行者が他人から損害の賠償を受けようとするときは、その権利の行使について必要な手続をとること。

2 当法人は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止経費がかかることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなし、同項第3号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、損害補償金の行使によって受け取ることと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。

3 当法人は、次に掲げる費用を支払います。

- （1） 第1項第1号に規定する損害の防止経費のために要した費用のうち当法人が必要又は任意で支払ったとき
- （2） 前項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当法人に対し、当法人所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- （1） 損害補償金の請求書の提出を求めるとともに前項第3号の事故証明書
- （2） 補償対象品の機能の概要を示す書類
- （3） その他当法人が要求する書類

2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことが表示し、又はその結果を偽造し又は虚偽としたとき（第1号を指しません。）となつたときは、同様とします。ただし、当法人は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条 旅行者が損害補償金を支払うべき損害がある場合は、当法人は、当法人が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

第23条 当法人が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に對して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当法人が旅行者に支払った損害補償金の限度内で当法人に移転します。

別表第1（第5条第1号関係）

山岳登山（ピッキング、アイゼン、ザイル、ハンマ等の登山用具を使用するもの）
リュック、ボブスレー、スライドインゲル、ハンダグライダー、格闘格闘機（モーターボート、クワッド、マイクローイド、カイト、カイトボード、超乗 電動バイク）
格闘その他これらに準ずる危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

| 目次 | 割合 |
|--|------|
| 1 眼の障害 | |
| （1） 両眼が失明したとき | 100% |
| （2） 一眼が失明したとき | 60% |
| （3） 一眼的矯正視力が0.6以下となつたとき | 5% |
| （4） 一眼の視野狭窄等（正常視野の角度の合計の60%以下となつた場合を除く。）となつたとき | 5% |
| 2 耳の障害 | |
| （1） 両耳の聴力を全く失つたとき | 80% |
| （2） 一耳の聴力を全く失つたとき | 30% |
| （3） 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき | 5% |
| 3 鼻の障害 | |
| 鼻の機能に著しい障害を残すとき | 20% |
| 4 その他、言語の障害 | |
| （1） それしくは言語の機能を全く失つたとき | 100% |
| （2） それしくは言語の機能を著しい障害を残すとき | 35% |
| （3） それしくは言語の機能を障害を残すとき | 15% |
| （4） 歯に五以上の欠損を生じたとき | 5% |
| 5 外装（ぼうし）（顔面、頸部、頸（けい）部を含む。）の障 | |
| （1） 外装（ぼうし）に著しい欠損を残すとき | 15% |
| （2） 外装（ぼうし）に著しい欠損を残すとき | 3% |
| 6 容（せき）の障害 | |
| （1） 容（せき）に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき | 40% |
| （2） 容（せき）に運動障害を残すとき | 30% |
| （3） 容（せき）に奇形を残すとき | 15% |
| 7 腕（やま）の障害 | |
| （1） 腕（やま）は一腕が失つたとき | 60% |
| （2） 腕（やま）は一腕の三大関節中の二関節又は二関節の機能を全く失つたとき | 35% |
| （3） 腕（やま）は一腕の三大関節中の一関節の機能を全く失つたとき | 35% |
| 8 手指の障害 | |
| （1） 一手の母指を指関節（指関節間節）以上で失つたとき | 20% |
| （2） 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき | 15% |
| （3） 一手の他の一手指を第二指関節（遠位指関節間節）以上で失つたとき | 8% |
| （4） 母指以外の一手指の機能に著しい障害を残すとき | 5% |
| 9 足指の障害 | |
| （1） 一足の第一足指を趾（し）関節（指関節間節）以上で失つたとき | 10% |
| （2） 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき | 8% |
| （3） 一足の第一足指以外の足指を第二趾（し）関節（遠位指関節間節）以上で失つたとき | 5% |
| （4） 一足の第一足指以外の足指の機能に著しい障害を残すとき | 3% |
| 10 その他身体各部の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき | 100% |

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該箇節より直前に近い部分を含みます。

別表第3（第8条第2項関係）

- （1） 両眼的矯正視力が0.6以下になっていること。
- （2） それしくは言語の機能を失っていること。
- （3） 両耳の聴力を失っていること。
- （4） 一腕の指関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- （5） 一足の第一足指以外の足指を第二趾（し）関節（遠位指関節間節）以上で失つたこと。
- （6） 神経系臓器の障害から身体の自由を自らに摂食、洗面等の起居動作に阻害していること。
- （7） 神経系臓器又は精神の障害のため身体の自由を自らに摂食、洗面等の起居動作に限られていないこと。
- （8） その他上条第2項の合併障害のため身体の自由が著しく制限され、洗面等の起居動作に限られていないこと。

（注） 第4号の規定中「以上」とは、当該箇節より直前に近い部分を含みます。

